

令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第12回定例会総会会議録

令和6年12月11日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
2番	長谷川 貴輝	12番	工藤 文信
4番	木村 優仁	13番	對馬 孝
5番	今 仁司	14番	工藤 清
6番	神 秀穂		
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		
3番	大谷 大輝	11番	工藤 修二

事務局	1. 開会 ただ今より令和6年第12回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の木村賢一委員、8番の三上三樹委員にお願いします。
書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年11月12日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鱒ヶ沢町役場1階会議室2

出席者：工藤文信委員、寺沢里志推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第2号

令和6年11月19日

令和6年度青森県農業委員会大会

場 所：リンクステーションホール青森

出席者：事務局（千島、工藤、齋藤）

報告第3号

令和6年11月25日

農地法第3条及び5条の許可申請に係る事前調査会

場 所：大字建石町字大平地内、大曲地内、雲雀野地内、島田地内

成沢地内、北浮田町字外馬屋地内、平野地内、舞戸町字下富田地内

鳴戸地内、館前町字館ノ下地内

出席者：木村暢子委員、佐藤松子委員、境谷文春推進委員

事務局（工藤、齋藤）

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

以上2議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議

議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

なお、番号38番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

議場

〔木村賢一委員 退席〕

事務局

それでは議案第33号の説明に入ります。4ページをお開き下さい。番号38番の詳細について説明します。

番号38番

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋276番2

地目 登記畑、現況 ともに田

面積 2,696㎡

です。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。あっせんによる売買です。

7ページ番号38番をご覧ください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号について

当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお11月25日に木村暢子委員、佐藤松子委員、境谷文春推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認した。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号38番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の寺沢里志委員より、結果報告をお願いします。

寺沢推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第33号38番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字外馬屋276番2、登記簿地目現況ともに田、面積が2,696㎡、の移動に関して、令和6年11月12日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と工藤文信委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を50万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約18万5千円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは番号38番について審議に入ります。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

それでは議案第33号、第38番以外の説明に入ります。3ページをお開き下さい。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第33号、38番について原

案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第33号、38番について、原案どおり承認することに決定しました。

退席していた委員の着席をお願いします。

議場

[木村賢一委員 退席]

議長

それでは議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

事務局

番号36番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平120番1

地目 登記、現況ともに畑

面積 2,103㎡

外 田6筆、畑8筆で 合計面積は85,851.38㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

番号37番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田81番1

地目 登記、現況ともに田

面積 2,430㎡

外 田1筆で 合計面積は2,960㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

番号39番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字館ノ下78番地

地目 登記畑、現況ともに田

面積 1,582㎡

です。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の贈与です。

番号40番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢9番地

地目 登記畑、現況ともに田

面積 2,210㎡

です。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の贈与です。

番号41番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野130番地

地目 登記畑、現況ともに畑

面積 4,968㎡

です。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

事務局

知人間の売買です。

番号 42 番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田 12 番地 1

地 目 登記畑、現況 ともに田

面 積 694 m²

外 畑 1 筆で 合計面積は 1, 181 m²です。

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の贈与です。

これらのことについて、資料 7 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 36 番については、当該申請地は野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

番号 37 番については、当該申請地は水稻等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

番号 39 番については、当該申請地は水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

番号 40 番については、当該申請地は自己保全しており、所有権移転後は大豆等を作付けする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

番号 41 番については、当該申請地は野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

番号 42 番については、当該申請地は自己保全しており、所有権移転後は野菜等を作付けする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお 11 月 25 日に木村暢子委員、佐藤松子委員、境谷文春推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第 33 号について審議に入ります。

議案第 33 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第33号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして議案第34号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	2件	9,940㎡
新規	5件	37,446㎡
計	7件	47,386㎡

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0㎡
3年から5年契約	6筆	9,940㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	20筆	37,446㎡
計	26筆	47,386㎡

貸手・借手内訳

貸手農家	6名
借手農家	6名

地目別面積

田	47,386㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	47,386㎡

3. 総地目別面積

田	47,386㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	47,386㎡

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号131

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永285番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 883 m²

外5筆で合計面積は11,111 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号132

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字平塚187番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,024 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号133

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上唐松86番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,996 m²

外10筆で合計面積は18,104 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号134

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上唐松60番

事務局

地目 登記簿 田
現況 田
面積 1, 172 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 135
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字安田 95 番
地目 登記簿 田
現況 田
面積 6, 035 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 136
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏 367 番
地目 登記簿 田
現況 田
面積 4, 175 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 137
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 40 番 1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 2, 121 m²
外 4 筆で合計面積は 5, 765 m²です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 34 号について審議に入ります。
議案第 34 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕						
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第34号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。						
議場	(全員挙手)						
議長	全員賛成ですので議案第34号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。						
	7. 閉会						
	以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。						
	これをもちまして令和6年第12回定例総会を閉会いたします。その他として事務局から連絡事項をお願いします。						
議長	8. その他 ・次回の総会は1月10日(水)午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。						
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td style="text-align: center;">工 藤 清</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議録署名者</td> <td style="text-align: center;">工 藤 文 信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">對 馬 孝</td> </tr> </table>	会 長	工 藤 清	会議録署名者	工 藤 文 信	〃	對 馬 孝
会 長	工 藤 清						
会議録署名者	工 藤 文 信						
〃	對 馬 孝						